

▼年金だより▼

■ご存じですか?「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなり、申請の手続きが必要です。次年度以降も在学予定である場合、4月初めに再申請の用紙が送付されますので、引き続き学生であれば、必要事項を記入してご返送ください。

また、学生でない30歳未満の方は、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合には、国民年金保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

これらの制度の申請を行わず、保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などにより障害が残った場合に、障害年金を受けることができなくなります。

なお、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に参入されますが、年金額には反映されません。就職などで、収入が得られるように

なった場合は、将来受け取る年金を増額するため、10年以内であれば、保険料を納めることができる「追納制度」を利用することをおすすめします。

問合せ保険年金課 保険年金係 ☎551・1670、青梅年金事務所 ☎0428・30・3410

■国民年金の保険料は、便利・安心・確実な口座振替で!

国民年金保険料の納め忘れはありますか? 「忙しくて…」、「つい、うっかり…」といった理由で保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金額が減額されたり、受けられなくなったりします。また、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

そこで、国民年金保険料の納付には、便利で安心、確実な口座振替をおすすめします。

口座振替は、全国の銀行・郵便局・農協・漁協・信用金庫・信用組合・労働金庫で利用できます。申込みの際は、年金事務所や金融機関に備え付けの申出書に必要事項を記入して、口座振替を希望される金融機関等の窓口へ提出してください。

問合せ青梅年金事務所 ☎0428・30・3410

▼国保だより▼

■高額医療・高額介護合算療養費制度についてのお知らせ

健康保険・介護保険の両方を利用している世帯の年間の自己負担額の合計が高額になり、基準額(下表)を超えた場合にその超えた分を支給する制度です。ただし、健康保険・介護保険のいずれかの自己負担額が0円の世帯の方は対象になりません。

①福生市国民健康保険・介護保険、東京都後期高齢者医療保険に加入している方で対象期間中に健康保険等の変更がない方

②市の国民健康保険担当職員が介護保険の自己負担額を確認し、基準額を超えていた場合は勧奨通知をご自宅へ郵送しますので、それに基づき保険年金課(市役所1階5番窓口)へ申請してください。

③福生市国民健康保険、東京都後期高齢者医療保険以外の健康保険に加入している方

④平成22年7月末日現在、会社の健康保険(社会保険、国保組合等)に加入している方は、「介護保険自己負

担額証明書」を添え、加入している健康保険へ申請してください。

③対象期間中に転入、就職、退職等で健康保険などが変わった方

④介護保険および以前に加入していた健康保険から「自己負担額証明書」を発行してもらい、7月末日現在加入の健康保険に申請してください。

※②と③に該当する方で「国民健康保険自己負担額証明書」及び「後期高齢者医療保険自己負担額証明書」が必要な方は保険年金課へ、「介護保険自己負担額証明書」が必要な方は介護福祉課(市役所1階9番窓口)へ申請をしてください。

対象となる期間毎年8月から翌年7月までの1年間

支給申請等受付場所各年7月末日現在に加入していた健康保険

窓口申請時に必要な物健康保険証、介護保険証、印鑑、振込先の口座番号が分かるもの(国民健康保険の場合は世帯主のもの)

問合せ保険年金課 保険年金係 ☎551・1640、保険年金課後期高齢医療係 ☎551・1767、介護福祉課 介護保険係 ☎551・1764

高額医療・高額介護合算療養費制度の基準額 (年額:8月～翌7月)

所得区分	後期高齢者医療保険+介護保険	被用者保険または国保+介護保険(70～74歳の方がいる世帯)	被用者保険または国保+介護保険(70歳未満の方がいる世帯)
現役並み所得者(上位所得者)	67万円	67万円	126万円
一般	56万円	56万円	67万円
低所得者(住民税非課税者)	II 31万円	31万円	34万円
	I 19万円	19万円	34万円

「拝島駅南口地区地区計画(案)」の縦覧を実施します
拜島駅南口地区(福生市)の一部が含まれます。地区計画について、縦覧を行ないます。なお縦覧期間中に意見書を提出することができます。
縦覧の期間1月26日(水)～2月9日(水)(日曜日を除く)の間の午前8時30分～午後5時15分
場所市役所第一棟3階まちづくり計画課
問合せまちづくり計画課 画グループ ☎551・1952

下水道モニター募集
資格平成23年4月1日現在満20歳以上で都内在住
サービス課 ☎03・533206693

「公園の使用」通常通り、歩行者、自転車、バイクの入園、公園使用はできませんが、自動車等(自動車、バイク)の入園はできません。
【野球場、テニスコートの使用】平日の使用はできません。野球場、テニスコートの使用はできません。野球場、テニスコートの使用はできません。野球場、テニスコートの使用はできません。

平日の月～金曜日
【公園の使用】通常通り、歩行者、自転車、バイクの入園、公園使用はできませんが、自動車等(自動車、バイク)の入園はできません。

【野球場、テニスコートの使用】平日の使用はできません。野球場、テニスコートの使用はできません。野球場、テニスコートの使用はできません。

福生南公園の整備工事に伴う使用変更について
福生南公園が、2月中旬から6月末まで整備工事に入ります。工事期間中は、使用者の安全を確保するため、次のとおり公園使用の制限を行ないます。

【野球場、テニスコートの使用】土曜日・日曜日・祝日に限り、使用できます。野球場、テニスコートの使用はできません。野球場、テニスコートの使用はできません。

児童館で遊ぼう 1月(その2)

●**田園児童館 ☎552-3133**
◆親子であそぼう「お正月あそびをしよう」18日(火)午前10時30分～11時30分
対象1歳6か月以上の幼児と保護者
持ち物うわばき

◆よちよちすすくひろば「みんなでおおいをしよう」25日(火)午前10時～正午
対象0,1歳児と保護者※12月、1月生まれのお誕生日会をします。
◆みんなのひろば「ダンボールであそぼう」26日(水)午前10時30分～11時30分
対象乳幼児と保護者※保健師来館、時間内でご都合のよい時に、汚れてもよい服装で来てください。

●**武蔵野台児童館 ☎553-8822**
◆幼児のたのしいリトミック18日(火)午前10時30分～11時30分
対象1歳以上の幼児と保護者
持ち物うわばき※当日直接来てください。
◆おはなしの日「お年玉スペシャル」19日(水)午前11時～11時40分
対象乳幼児とその保護者
出演劇団メリーゴーランド※武蔵野台図書館との共催事業です。

◆遊具開放デー20日(木)午前10時30分～正午
対象1歳6か月以上の幼児と保護者
持ち物うわばき※大型遊具で自由に遊べます。体操、おはなしもあります。時間内で自由に遊びに来てください。
◆のびのびひろば25日(火)午前10時～正午
対象0,1歳児と保護者※お母さん同士の交流の場です。体操や手遊びもあります。時間内で自由に遊びに来てください。

●**熊川児童館 ☎539-1515**
◆親子の楽しいリトミック20日(木)午前10時30分～11時30分
対象1歳6か月以上の幼児と保護者
持ち物着替え、水筒、タオル
◆こぐまひろば「だるまさんとらめっこ・子育て中のアロマ」25日(火)午前10時～正午
対象0,1歳児と保護者
持ち物着替え、水筒、タオル
◆幼児工作「思い出タンブラー」26日(水)午前11時～正午
対象1歳6か月以上の幼児と保護者
20組申込み17日(月)から先着順で受け付け
参加費450円
持ち物写真

◆くまさんひろば「くまさんの豆まき」2月1日(火)午前10時30分～11時30分
対象1歳6か月以上の幼児と保護者
持ち物着替え、水筒、タオル
◆豆まき2月2日(水)午後3時～3時30分
対象幼児以上(幼児は保護者同伴)※午後2時30分～3時の間に直接児童館へ。